

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士就職支援準備金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、県内の保育士の安定的な人材確保を図るため、保育士資格を持ち、現在保育士として勤務していない者に再就職の準備に必要な費用を貸付けることにより、再就職を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 保育士就職支援準備金（以下「準備金」という。）の貸付けは、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

(貸付対象)

第3条 貸付対象者は、次の要件をすべて満たす者。

- 一 保育所等（別表1）に掲げる施設又は事業を離職後3ヵ月以上経過した者又は当該施設又は事業に勤務経験のない者。
- 二 県内の保育所等（別表2）に新たに勤務（週20時間以上）する者。
※就業して1ヵ月以内の方を含みます。
- 三 県社協及び他の都道府県が実施する保育士就職準備金貸付を借り受けた事がない者。

(貸付額及び対象費用)

第4条 貸付額は、200,000円以内とする。

ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による三重県の保育士の有効求人倍率が、全業種の有効求人倍率の全国平均を超える場合には200,000円を加算し、400,000円以内とする。

2 貸付けは1人1回限りとする。

3 貸付対象費用は、県内の保育所等への就職にあたって必要な次の各号の費用とする。

- 一 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- 二 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- 三 保育所等で使用する被服費
- 四 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- 五 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- 六 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- 七 子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用
- 八 その他県社協会長が必要と認める費用

(貸付方法及び利子)

第5条 準備金は、県社協会長と準備金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）との契約により貸付けるものとする。

2 利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 連帯保証人は、原則として、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 4 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、その死亡の日又は事由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付申請)

第7条 申請者は次に掲げる申請書類を県社協会長に提出しなければならない。

- 一 準備金貸付申請書（様式1号）
- 二 準備金貸付事業就職証明書（様式2号）
- 三 準備金利用計画書（様式3号）
- 四 誓約書（様式4号）
- 五 保育士証の写し
- 六 見積書等の写し
- 七 個人情報の取扱いに関する同意書（様式18号）

(貸付の決定)

第8条 県社協会長は、準備金の貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付)

第9条 県社協会長は、準備金の貸付け決定を行った後、原則として20日以内に一括して貸し付けるものとする。

(実績報告)

第10条 貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）は、準備金を受領した日の翌日から2週間以内に準備金実績報告書（様式5号）に領収書等の写しを県社協会長に提出しなければならない。

(貸付額の確定)

第11条 県社協会長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、貸付決定内容等に従って対象費用に充当されていると認めたときは、貸付の額を確定し、借受人に通知するものとする。

- 2 第8条の規定により貸付けた額が、前項の規定により確定した額を上回る場合は、県社協会長は、借受人に対して、当該上回る額の返還を求め、借受人はこれを返還しなければならない。

(借用証書の提出)

第12条 借受人は、前条第1項の通知を受けた日の翌日から2週間以内に準備金借用証書（様式6号）に印鑑登録証明書を添えて、県社協会長に提出するものとする。

(返還債務の当然免除)

第13条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、準備金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 県内の保育所等において2年間引き続き児童の保護等の業務に従事したとき。（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた期間は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）ただし、貸付を受けた者の意思によらず県外において当該業務に従事した期間については当該業務従事期間に算入して差し支えない。
 - 二 一に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 当然免除を受けようとする者は、準備金返還当然免除申請書（様式7号）に指定業務従事期間証明書（様式8号）を添えて県社協会長に提出しなければならない。
 - 3 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該免除の申請について承認又は不承認を決定したときは、借受人及び連帯保証人に対しその旨通知するものとする。

(返還及び延滞利子)

第14条 借受人が次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた期間を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払い方式等により返還しなければならない。

- 一 退職したとき
 - 二 県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかつたとき
 - 三 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 2 返還の免除に該当せず、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

(返還債務の履行の猶予)

第15条 県社協会長は、借受人が県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事している場合には、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない準備金の返還債務の履行を猶予する。

- 2 県社協会長は、借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予できるものとする。
- 3 返還猶予を受けようとする者は、準備金返還猶予申請書（様式9号）に必要な書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

4 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定したときは、借受人及び連帯保証人に對しその旨通知するものとする。
(返還債務の裁量免除)

第16条 県社協会長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた準備金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

一 死亡し、又は障害により貸付けを受けた準備金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

二 長期間所在不明となっている場合等準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

三 県内の保育所等において1年以上児童の保護等の業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

2 裁量免除を受けようとする者は、準備金返還裁量免除申請書(様式10号)に指定業務従事期間証明書(様式8号)を添えて県社協会長に提出しなければならない。

3 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該免除の申請について承認又は不承認を決定したときは、借受人及び連帯保証人に對しその旨通知するものとする。

4 裁量免除の額は、県内の保育所等において規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(届出)

第17条 借受人が県内の保育所等において、児童の保護等の業務に従事したときは、直ちに指定業務従事届(様式11号)を県社協会長へ提出しなければならない。

2 借受人は、次の各号に該当するときは、直ちに当該各号に定める様式により県社協会長に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき(様式12号)

二 連帯保証人の住所、氏名に変更があった場合(様式12号)

三 準備金の借受けを辞退するとき(様式13号)

四 就業先を退職したとき(様式14号)

五 休職、復職、停職したとき(様式15号)

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は準備金借受人死亡届(様式16号)を直ちに県社協会長に提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 個人情報の取扱いについては、県社協で定める「個人情報保護規程」に基づいて取り扱うものとする。

(雑則)

第19条 この事業に必要な原資は三重県の予算の範囲内の補助によるものとする。

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

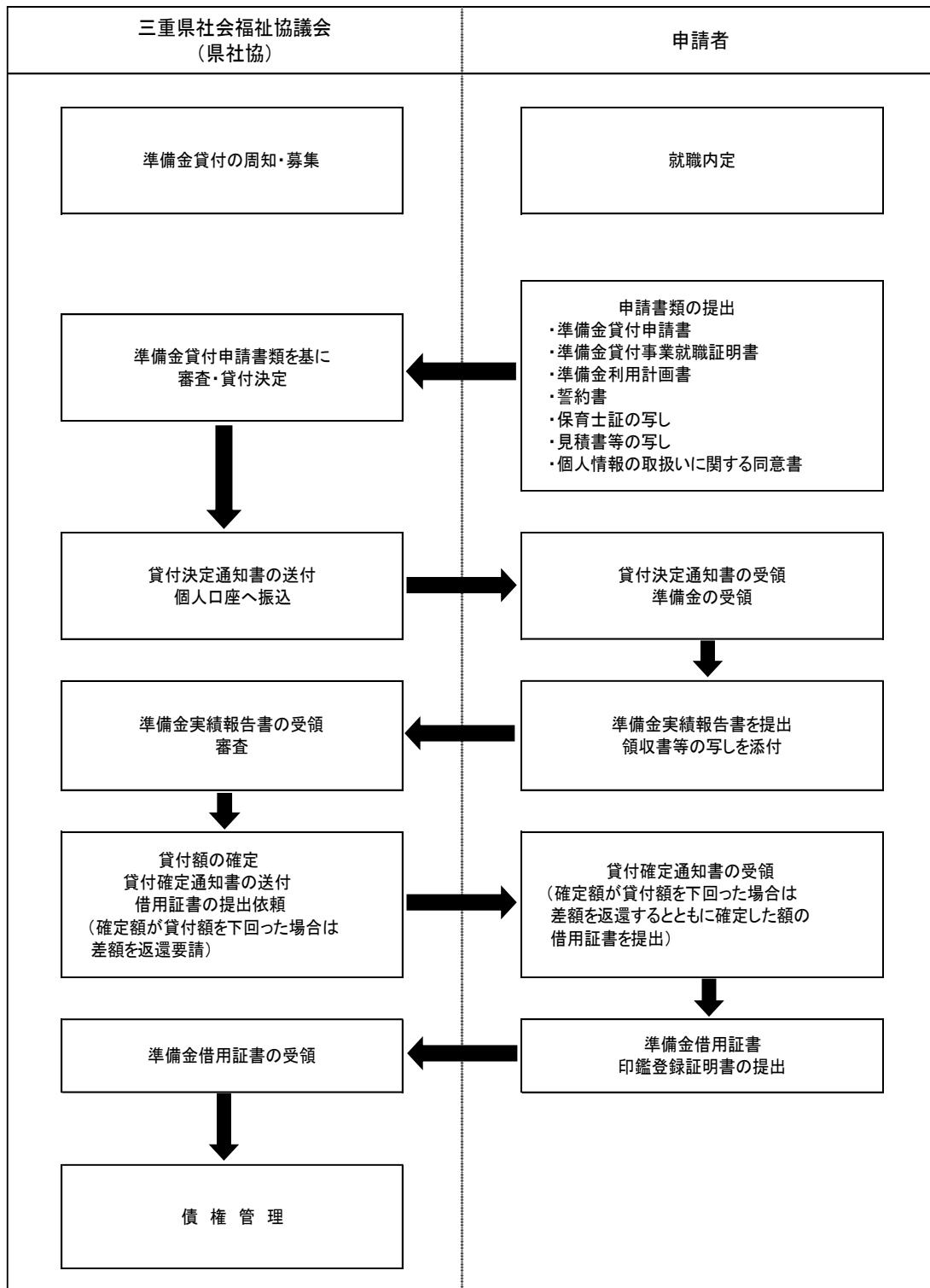
別表 1

ア	・児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
イ	・児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
ウ	・児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
エ	・児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
オ	・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

別表2

ア	・児童福祉法第7条に規定する保育所
イ	・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの ① 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ② ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する「家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	・児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	・児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
キ	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ク	・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
ケ	・企業主導型保育事業

準備金貸付の流れ



保育士就職支援準備金 貸付事業様式集

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

様式 1 号

準備金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

同意事項（裏面記載）に同意のうえ、次のとおり保育士就職支援準備金貸付事業の貸付を受けたく申請します。

※貸付番号	
貸付希望時期	令和 年 月
貸付希望金額	円

フリガナ					
氏名	印 男・女				
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (歳)				
住 所	〒 一				
電話番号	自宅 () -		携帯 -		-
保育士 実務経験年数 の状況	期 間		勤務期間	勤 務 先	
	年 月 から	年 月 まで	年 月	名称 : 住所 :	
	年 月 から	年 月 まで	年 月	名称 : 住所 :	
	年 月 から	年 月 まで	年 月	名称 : 住所 :	
	計		年 月		
直近の 退職状況	退職年月日	年 月 日	退職施設・ 所属団体名		
就職先名	年 月 日 雇用予定				

(注) ※印の欄には記入しないでください。

(表)

連 帯 保 証 人

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

私は、申請者が社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士就職支援準備金貸付事業実施要綱の規定により貸付を受ける**保育士就職支援準備金**に関する事項を相互に遵守し、これに反した際の当該貸付金の返還の債務について、連帯して保証します。

フリガナ		性 別	男・女		
氏 名	(印)	生年月日	昭和・平成 年 月 日		
申請者と の関係		家族数			
現住所	〒 -				
電 話	自宅 () -	携帯	-	-	
勤務先					
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人経営者 <input type="checkbox"/> その他 []				
職 種		個人年収	円		

■申請に当たっての同意事項

1. 申請者は、この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを誓約します。
2. 申請者は、本資金の関係法令等および社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士就職支援準備金貸付事業実施要綱に従います。
3. 申請者は、貸付申請書の記載事項および添付書類の事実確認を行うことに同意します。
4. 申請者は、貸付が決定した後、申請者の状況に変化があった場合は、ただちに三重県社会福祉協議会に届け出ます。
5. 申請者は、在学、就労、資格合否等、必要な情報を把握するため、三重県社会福祉協議会が申請者に報告を求めるに同意します。

令和 年 月 日 令和 年 月 日

借 受 人 _____ (印) 連帯保証人 _____ (印)

■申請書に添付する書類

1. 準備金貸付事業就職証明書（様式2号）
2. 準備金利用計画書（様式3号）
3. 誓約書（様式4号）
4. 保育士証の写し
5. 見積書等の写し
6. 連帯保証人の方へ、直近の「源泉徴収票の写し」、または「所得・課税証明」。並びに①住民票の抄本（マイナンバーの記載のないもの）②運転免許証の写し③パスポートの写しのいずれかを添付。
7. 個人情報の取扱いに関する同意書（様式18号）

様式2号

準備金貸付事業就職証明書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

※貸付番号					
フリガナ					
氏名	印 男・女				
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (歳)				
住 所	〒 -				
電話番号	自宅 () - 携帯 - -				
業 務 従事先	所在地 及び 電話番号	〒 - 電話 () - FAX () -			
	施設名又は 所属団体名				
	職 種				
雇用予定 年月日	令和 年 月 日				

(注) ※印の欄には記入しないでください。

上記のとおり雇用が（内定・決定）していることを証明いたします。

令和 年 月 日

就職先の施設（所属団体）の長の職及び氏名

公印

様式3号

準備金利用計画書

フリガナ						
氏名	印 男・女					
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (歳)					
住所	〒 -					
電話番号	自宅 () -	携帯 -	-	-	-	-
保育士としての実務経験	年 ヶ月					
借入希望金額	金 円					
準備金の使用目的と費用 ※該当する番号に○を付けてください。	1 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 2 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料 3 保育所等で使用する被服費 4 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用 5 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 6 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用 7 子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用 8 その他（具体的な使用目的： ） <u>※準備金の使途・費用が確認できる書類（見積書等の写し）を添付すること。</u>					
就職(予定)年月日	令和 年 月 日	※就職証明書を添付すること				
直近の退職年月日	平成 年 月 日	※保育士職に限る。				

振込先	金融機関名							本店
	支店							
	口座の種類	1 : 普通預金（総合口座を含む） 2 : 当座預金						
口座番号								
(フリガナ)								
口座名義								

※通帳等により正確に記入するようしてください。

※通帳の写し（上記の内容が確認できる箇所）を添付してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士就職支援準備金貸付事業実施要綱に定める趣旨に従い、三重県内の保育所等において、児童の保護等の業務に従事することを誓約します。

フリガナ					
氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女				
生年月日	昭和・平成	年	月	日	生(歳)
住所	〒 -				
電話番号	自宅() -	携帯	-	-	-

様式 5 号

準備金実績報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

貸付番号		
既借受金額	円	①
経費充当 (算定) 額	円	② ※以下の対象経費算定表の合計欄の数字を記載
確定額	円	③ (①又は②のいずれか低い額)
返還額	円	④ = ① - ③ (①が③を上回る場合のみ)

上記のとおり準備金を対象経費に充当しましたので報告します。

年 月 日

借 受 人

住 所

氏 名

印

※対象経費算定表

就職準備金貸付

費用の内訳 (内容)	支払額
合 計	

*就職準備金の使途の支払が確認できる書類（領収書等の写し）を添付すること。

様式 6 号

準備金 借用証書

印紙税法により
印紙を貼り
付けること
＊割印を押し
てください

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

貸付番号					
フリガナ					
氏名	登録 実印 男・女				
生年月日	昭和・平成	年	月	日	生(歳)
住所	〒 -				
電話番号	自宅()	-	携帯	-	-

私は、次のとおり保育士の就職支援準備金の貸付けを受けました。この貸付金は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士就職支援準備金貸付事業実施要綱の規定に従い返還いたします。

記

金額	円
利子	貸付利子 無利子 ／ 延滞利子 年利3.0%
借用金額	円

私は、借受人に上記のとおり債務を履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

連帶保証人
住所

氏名

登録
実印

借受人との関係

※借受人及び連帶保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

準備金返還当然免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

貸付を受けた資金について、返還の免除を受けたいので次のとおり申請します。

貸付番号			
借用金額	円		
借用日	平成・令和 年 月 日		
返還免除理由	1 保育士等の業務に2年間引き続き従事 2 業務上の事由による死亡 3 業務上の事由による心身の故障 4 その他[] 		
返還免除発生日	令和 年 月 日		
資格登録日	昭和・平成・令和 年 月 日		
業務の従事状況	期間	従事年数	従事先
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	

*保育士の就職支援準備金を借受けした方は、保育士資格登録日を御記入ください。

様式8号

指定業務従事期間証明書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

貸付番号					
フリガナ					
氏名	(男・女)				
生年月日	昭和・平成	年	月	日生	(歳)
住所	〒 -				
電話番号	自宅 ()	-	携帯	-	-

上記の者は、次のとおり従事していたことを証明します。

在職先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 () - FAX () -	
	施設名又は 所属団体名		
	職種		
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで	実働勤務日数	日間 (年 ケ月)

在職先（所属団体）の長の職及び氏名

[公印]

準備金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

貸付を受けた資金について、返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号			
借用金額	円	返還済額	円
		返還免除済額	円
		返還猶予申請額	円
借用日	平成・令和 年 月 日		
返還猶予を求める期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
返還猶予理由	1 保育士等の業務に従事 2 災害 3 疾病、負傷 4 その他[]		
理由発生日	令和 年 月 日		
業務の従事状況	期間	従事年数	従事先
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	

準備金返還裁量免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

貸付を受けた資金について、返還の免除を受けたいので次のとおり申請します。

貸付番号			
借用金額	円		
借用日	平成・令和 年 月 日		
返還免除申請額	円		
返還免除理由			
返還免除発生日	令和 年 月 日		
資格登録日	昭和・平成・令和 年 月 日		
業務の従事状況	期間	従事年数	従事先
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月	

*保育士の就職支援準備金を借受けした方は、保育士資格登録日を御記入ください。

様式11号

指定業務従事届

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会长 様

貸付番号					
フリガナ					
氏名	㊞ (男・女)				
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)				
住所	〒 -				
電話番号	自宅 () - 携帯 - -				
在職先	所在地 及び 電話番号	〒 - 電話 () - FAX () -			
	施設名又は所 属団体名				
	職種				
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで		実働勤務日数	日	

上記のとおり従事していることを証明いたします。

令和 年 月 日

在職先の施設（所属団体）の長の職及び氏名

公印

様式12号

住所・氏名・連帯保証人変更（氏名・住所変更含む）届

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
フリガナ			
氏名	(印) (男・女)		
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (歳)

下記の事項を変更しましたので報告します。

1 氏名変更

(新) 氏名		(旧) 氏名	
--------	--	--------	--

2 住所変更

(新) 住 所	〒	—	電話 (自宅)	(携帯)
(旧) 住 所	〒	—		
転居日	年	月	日	

3 連帯保証人氏名変更 又は 連帯保証人住所変更

(新) 氏名	年	月	日生	(印)	連帯保証人旧氏名
(新) 住 所	〒	—	電話 (自宅)	(携帯)	
(旧) 住 所	〒	—			

* 住所のみの変更の場合も、(新) 氏名欄に氏名を記入してください。

4 連帯保証人変更（様式1号（裏）を再提出してください。）

(新) 氏名	年	月	日生	(印)	本人との関係
(新) 住 所	〒	—			(旧) 連帯保証人氏名

注：1～4の該当する項目の番号に○を付けてください。

準備金借受辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

貸付番号						
フリガナ						
氏名	印 男・女					
生年月日	昭和・平成	年	月	日	生	(歳)
住所	〒 -					
電話番号	自宅 ()	-	携帯	-	-	-

私が借りています貸付金について、下記のとおり辞退します

記

貸付番号						
辞退年月日	令和	年	月	日		
辞退理由						
貸付決定金額	円					
辞退金額	円					
返還予定金額	円					

様式14号

就業先退職届

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会长 様

貸付番号					
フリガナ					
氏名	(男・女)				
生年月日	昭和・平成	年	月	日生	(歳)
住所	〒 -				
電話番号	自宅 ()	-	携帯	-	-

上記の者は、退職したので、次のとおり届け出ます。

勤務先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 () - FAX () -				
	施設名又は 所属団体名					
	職種					
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで	実働勤務日数		日間 (年ヶ月)		
退職日	令和 年 月 日					

上記のとおり証明いたします。

勤務先の施設（所属団体）の長の職及び氏名

公印

様式15号

就業先休職・復職・停職届

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会长 様

貸付番号						
フリガナ						
氏名	(男・女)					
生年月日	昭和・平成	年	月	日	生	(歳)
住所	〒 -					
電話番号	自宅 ()	-	携帯	-	-	-

上記の者は、在職先を（休職・復職・停職）したので、次のとおり届け出ます。

休業理由						
休業開始日	令和	年	月	日		
休職期間	令和	年	月	日から		
	令和	年	月	日まで		
復職開始日	令和	年	月	日		
停職開始日	令和	年	月	日		

上記のとおり証明いたします。

在職先の施設（所属団体）の長の職及び氏名

公印

様式 16号

借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会长 様

貸付番号						
フリガナ						
氏名	(男・女)					
生年月日	昭和・平成	年	月	日生	(歳)
住所	〒 -					
電話番号	自宅 ()	-	携帯	-	-	-
死亡年月日	年	月	日			

上記の借受人が死亡しましたので、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士就職支援準備金貸付事業実施要綱に基づき届け出ます。

届出者

〒

住 所

電 話 番 号 自宅
携帯

氏 名

印

年 月 日 生

借受人との関係

準備金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

本 人 貸付番号
〒
住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

〒
連帯保証人 住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士就職支援準備金貸付事業実施要綱の規定を守り、貸付けを受けた準備金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

返還総額						
返還期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで					
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括の場合 ※返還予定日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 半年賦の場合 1回 円 × 回 = 円 (端数が生じる場合) 初回・最終回 ※返還予定日 (月 日、 月 日、 月 日、 月 日) (月 日、 月 日、 月 日、 月 日)					
	<input type="checkbox"/> 月賦の場合 1回 円 × 回 = 円 (端数が 生じる場合) 初回・最終回 毎月 日 計 円 ※返還予定日					
備 考						

- 1 返還方法は、該当する項目に✓を記入すること。
- 2 半年賦、月賦で端数が生じた場合は、初回又は最終回に加算することとし、どちらかを選択して○で囲み、加算した額を記入すること。
- 3 連帯保証人の印は印鑑登録証明書の印鑑とする。

様式18号

個人情報の取扱いに関する同意書

1. 個人情報の利用目的

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返還）の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2. 個人情報の取得について

本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。

ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、貸付審査等運営委員会、県外の都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部の提供を除き、第三者へ提供することは致しません。

ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

また、償還が完了した貸付にかかる個人情報については、償還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

私は、個人情報の取扱いについて同意し、暴力団の構成員及び構成員でなくなつてから5年未満ではないことを宣言します

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 _____ 印 (本人自筆)

連帯保証人 _____ 印 (本人自筆)

